

市長室から

お答えします

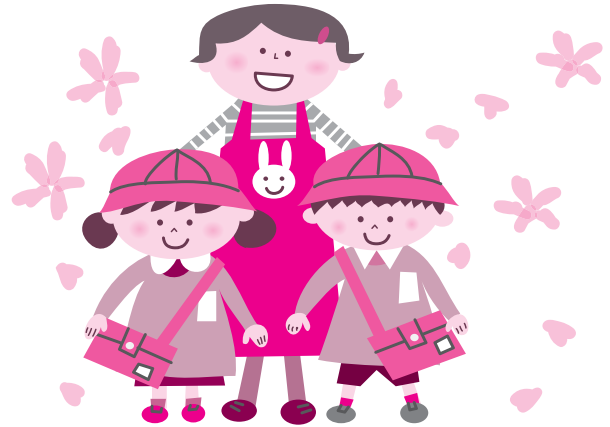
緊急時に子どもを預けることができる保育施設

Q 傷病・災害・出産などの緊急時や一時的に家庭での保育が困難となるような場合に子どもを預けることができる保育施設はありますか。

A 市では、保護者の就労形態の多様化などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、乳幼児を保育園で預かる「一時保育事業」を、公立・私立合わせて12園で実施しています。

受け付けは、利用を希望する日の前月から、各保育園で行っています。

しかし、質問のように、保護者の疾病・出産や冠婚葬祭などの緊急時で家庭での保育が困難な場合には、随時受け入れを行っていますので、各保育園に問い合わせください。



【一時保育を実施している保育園】

○公立…中台第二保育園、吾妻保育園、松崎保育園、高岡保育園、大栄保育園

○私立…成田保育園、つのぶえ保育園、宗吾保育園、公津の杜保育園、三里塚第一保育園、三里塚第二保育園、月かげ保育園

一時保育事業は、希望者が増加しているため、希望する日に受け入れることができない場合もあります。

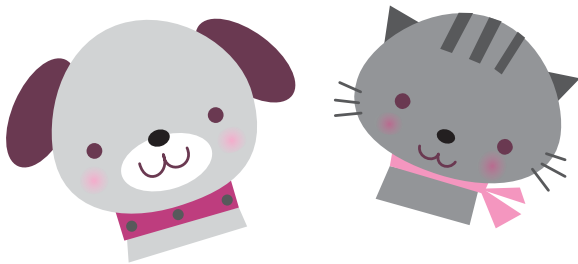
※くわしくは保育課(☎20-1607)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考えなどをQ&A方式で紹介しています。

消費生活相談

Q&A

ペット購入の注意点



Q ペットショップでペットの購入を考えています。注意することや事前に確認した方がよいことはありますか。

A ペットを飼育する人の増加とともにペットの購入をめぐるトラブルも増えており、次のような事例があります。

- 購入したペットがすぐに死んでしまった
- インターネットで購入したペットが届かない、イメージと違うペットが届いた
- 血統書付きのペットを購入したが血統書が届かない

○ペットに先天性疾患が見つかったが、購入後一定期間が経過していることを理由に、「販売店に責任はない」と言われた

こうしたトラブルに遭わないためにも、次の点に注意しましょう。

- 動物の販売には都道府県知事などへの登録が必要なので、登録されている販売店か確認する
- 販売店の衛生状況やペットの様子などを自分の目で見て確認する
- 契約書やもらった書面の内容をよく読み、分からないことは質問する

販売店の責任を免れる内容の契約書を受け取っていても、ペットを購入する前のウイルス感染や、先天性疾患が分かったときは、契約条項を取り消して返金を求めることができる場合があります。

また、販売店とのトラブル以外にも、家族に動物アレルギーの人がいて、購入したペットが飼えなくなるなど、事前に消費者が注意することで避けられるトラブルもあります。ペットを購入する前に、飼育できる環境などの条件が整っているかの確認も必要です。

ペットを飼うということは、その一生に責任を持つということです。ペットを購入するときは、慎重に決めましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。